

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第6章の2 登録局の登録等の審査 (無線局の登録)</p> <p>第18条の2 法第27条の18第2項に規定する申請書を受理したときは、その申請が次の各号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係る無線局を登録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該申請に係る無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、無線設備の移動範囲）が施行規則第18条に規定する区域であること。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>第18条の3～第18条の7 (略)</p> <p>第7章～第14章 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別表2・別表3 (略)</p> <p>別紙1 無線局の局種別審査基準（第4条関係）</p> <p>第1～第15 (略)</p> <p>第16 簡易無線局</p> <p>1 申請者の簡易な事務又は個人的用務を行うために開設するものであって、次に掲げるものに該当しないものであること。</p> <p>(1) 電気通信業務を行うことを目的として開設するもの</p> <p>(2) 船舶又は航空機の安全航行を確保することを目的として開設するもの</p> <p><u>(3) 主として海上で使用することを目的として開設するもの（防波堤若しくはこれに準ずる外郭施設の内側の水域若しくは船舶内のみにおいて使用するもの又は467MHzから467.4MHzまでの6.25kHz間隔の周波数の電波を使用するものを除く。）</u></p> <p><u>(4) 主として上空で使用することを目的として開設するもの</u></p> <p><u>(5) 鉄道用若しくは軌道用の客車若しくは貨車、索道用機器又は一般乗合旅客自動車の安全運行を確保することを主たる目的として開設するもの</u></p> <p><u>(6) 専ら天災地変その他非常の事態に際し、人命及び財産保全又は治安の維持を確保することを目的として開設するもの</u></p> <p><u>(7) 防衛、警察、海上保安、検察、入国管理、公安調査、税関、検疫、麻薬取締り又は防災の業務の遂行を確保することを目的として開設するもの</u></p>	<p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第6章の2 登録局の登録等の審査 (無線局の登録)</p> <p>第18条の2 法第27条の18第2項に規定する申請書を受理したときは、その申請が次の各号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係る無線局を登録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該申請に係る無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、無線設備の<u>常置場所及び移動範囲</u>）が施行規則第18条に規定する区域であること。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>第18条の3～第18条の7 (略)</p> <p>第7章～第14章 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別表2・別表3 (略)</p> <p>別紙1 無線局の局種別審査基準（第4条関係）</p> <p>第1～第15 (略)</p> <p>第16 簡易無線局（<u>法第12条に基づき免許を受けたものに限る。</u>）</p> <p>1 申請者の簡易な事務又は個人的用務を行うために開設するものであって、次に掲げるものに該当しないものであること。</p> <p>(1) 電気通信業務を行うことを目的として開設するもの</p> <p>(2) 船舶又は航空機の安全航行を確保することを目的として開設するもの</p> <p><u>(3) 主として海上又は上空で使用することを目的として開設するもの（防波堤若しくはこれに準ずる外隔施設の内側の水域又は船舶内のみにおいて使用するものを除く。）</u></p> <p>(4) 鉄道用若しくは軌道用客車又は貨車、索道用機器又は一般乗合旅客自動車の安全運行を確保することを主たる目的として開設するもの</p> <p><u>(5) 専ら天災地変その他非常の事態に際し、人命及び財産保全又は治安の維持を確保することを目的として開設するもの</u></p> <p><u>(6) 防衛、警察、海上保安、検察、入国管理、公安調査、税関、検疫、麻薬取締り又は防災の業務の遂行を確保することを目的として開設するもの</u></p>

(8) 航空運送事業の用に供する航空機（貨物のみを運送するものを除く。）内において使用することを目的として開設するもの

(9) 水防、道路、消防又は気象業務の遂行を確保することを主たる目的として開設するもの  
2～9 （略）

(7) 航空運送事業の用に供する航空機（貨物のみを運送するものを除く。）内において使用することを目的として開設するもの

(8) 水防、道路、消防又は気象業務の遂行を確保することを主たる目的として開設するもの  
2～9 （略）